

特別支援教育就学奨励費について

就学奨励費とは、特別支援学校へ就学する児童・生徒の保護者に対して、国や県より経済的負担の軽減を図る目的で支給される経費のことです。

経費の内容は、次のとおりです。

教科用図書購入費	1年間使用する教科書代の実費
通学費 (本人経費)	最も経済的な経路および方法で通学するための交通費(実費) ※支給対象は教育課程上の「授業日」のみで、 <u>長期休業日に行う部活動、ボランティア等は対象外。</u> 【交通機関利用(JR、バス等)】 利用区間の障害者割引後の定期券代 【自家用車利用】 規定によるキロ当たりのガソリン単価×通学距離 ※ <u>特別の事情がある場合に限る</u> 【自転車通学】 通学中タイヤがパンクした場合の修理代、有料自転車置場の利用料等(領収書等が必要)
職場実習費	学校外で職場実習を行うための <u>学校から実習先までの交通費</u> ※自宅から直接実習先へ行った場合は、実費額支給(ただし学校から実習先までの交通費の金額が上限)
修学旅行費	修学旅行の参加に要する交通費、宿泊費(食事込)、見学料等 [ディズニーパスポート代を除く実費:上限あり]
校外活動等参加費	学校外に教育の場を求めて行われる学校行事等(修学旅行を除く)に参加する経費のうち、直接必要な交通費、宿泊費、見学料等 [実費:上限あり]
職場実習宿泊費	生徒が教育課程の一環として、学校外で職場実習を行うための宿泊費 [実費:上限あり]
新入学児童・生徒 学用品費等 1年生のみ※注	新たに入学する生徒が通常必要とする新入学に当たっての学用品の購入費[実費:上限あり]
学用品等購入費 ※注	通常必要とする学用品及び通学用品の購入費[実費:上限あり]

※注…領収書を添付した申請書の提出が必要です。

■支弁区分について

世帯全員の収入を国が定めた需要額で割った算定額により、それぞれ第1区分、第2区分、第3区分に段階分けされます。区分は提出された書類で審査を行い決定します。

支給の際は、次の表のとおり、区分毎の支給割合で支給されます。

区分	教科用 図書 購入費	通学費 本人	職 場 実習費	修 学 旅 行 費 校外活動等参加費 職場実習宿泊費	学 用 品 等 購 入 費	新入学児童生徒 学用品費等
I	全 額	全 額	全 額	(年間)限度額※ 修学:107,810円 校外: 24,820円 職場: 7,520円	(年間)限度額※ 32,270円	(年間)限度額※ 57,980円
II	全 額	全 額	全 額	区分 I の1/2	区分 I の1/2	区分 I の1/2
III	全 額	全 額	区分 I の1/2	支給なし	支給なし	支給なし

注)表中「全額」とは補助対象となる経費の全額であって、所要経費が全て補助されるわけではありません。

■支給について

四半期毎に、次の予定で支給されます。

1－四半期(4～6月分)	令和2年 7月31日
2－四半期(7～9月分)	令和2年11月 2日
3－四半期(10～12月分)	令和3年 2月 1日
4－四半期(1～3月分)	令和3年 4月27日